

令和元年6月1日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17221

研究課題名（和文）独立役員が経営者の会計行動に与える影響

研究課題名（英文）The effect of independent director on managerial accounting behavior

研究代表者

岩崎 拓也 (Iwasaki, Takuya)

関西大学・商学部・准教授

研究者番号：30611363

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、独立役員が経営者の会計行動に与える影響を分析することである。具体的には、(1)独立役員である取締役は経営者による利益調整を抑制しているか、(2)抑制しているとすれば、その効果は、外国人株主の影響を受けるのかを分析した。分析の結果、取締役会の独立性は利益調整に負の影響を与えることがわかった。また、独立役員である取締役の構成割合を介し、外国人法人持株比率が利益調整を抑制することもわかった。これらは独立性の高い取締役会がモニタリングを通じて経営者の利益調整を抑制していることを示唆している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、コーポレート・ガバナンスにおける重要な担い手として、独立役員である取締役に注目し、独立性の高い取締役が経営者の利益調整を抑制していることを実証的に示した。コーポレート・ガバナンスと経営者の会計行動との関係を探る学術的な領域だけではなく、コーポレート・ガバナンスの制度設計に関する議論においても一定の意義が認められるだろう。

研究成果の概要（英文）：This study investigates the effects of independent directors on managerial accounting behavior. The results reveal that board independence is negatively associated with earnings management. The results also show that foreign ownership negatively affects earnings management via board independence. The evidence suggests that boards structured to be more independent of the managers restrict earnings management through monitoring of managers.

研究分野：会計学

キーワード：コーポレート・ガバナンス 独立役員 取締役 外国人投資家 機関投資家 会計 利益調整

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) エンロン社の粉飾事件といった、2000年代初期に明るみとなった企業不祥事における議論を契機として、コーポレート・ガバナンスの観点から会計情報の役割を実証的に検証する研究は、米国を中心として増加している。たとえば、会社や経営者との間に利害関係を持たない取締役は、経営者を厳格に監督できるか、といった議論が行われている。我が国においても、オリンパスや東芝といった、上場企業における不祥事が発生し、コーポレート・ガバナンスに関する社会的関心が高い状況下にある。しかしながら、我が国の会計分野の領域において、コーポレート・ガバナンスの観点から会計情報の意義を実証的に検証する研究は、依然として脚光を浴びていない状況である。このような状況のなかで、コーポレート・ガバナンスの重要な担い手である取締役会に注目し、取締役会が経営者の会計行動に与える影響を探ることは、会計研究や実務に一定の意義があるだろう。

(2) そこで、本研究では、2010年に東京証券取引所において導入された独立役員制度に注目し、コーポレート・ガバナンスが会計情報に与える影響を検討する。ここで、独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役をいい、経営者との間に利害関係を有しない立場から、経営者に対する厳格なモニタリングが期待される。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、独立役員が経営者の会計行動に与える影響を分析することである。具体的には、独立役員である取締役は、経営者による利益調整を抑制しているのか、抑制しているとすれば、その効果は外国人株主の影響を受けるのかを分析する。本研究では、独立役員である取締役が損失回避を目的とした利益調整を抑制する、という仮説を設定している。さらに、このようなガバナンスを外国人株主が促進することも予測している。

3. 研究の方法

(1) 前述した2つの仮説を実証的に検証するにあたり、取締役会の独立性、経営者の利益調整および外国人投資家の株式所有割合を測定することが有用となる。

取締役会の独立性の代理変数は、独立役員である社外取締役の人数を取締役全員の人数で割り算した構成割合を活用した。

経営者の利益調整は、損失回避を目的とした利益調整を代理変数として利用した。具体的には、当期純利益がわずかにゼロを上回る企業・年のうち、利益調整が正である企業・年を利益調整により損失回避を行った企業・年とみなし、この条件を満たせば1、そうでなければ0とするダミー変数を活用した。なお、利益調整の測定には、実体的裁量行動と会計的裁量行動の両方を用いている。

外国人投資家の株式所有割合の代理変数は、外国法人等持株数を発行済株式総数で割り算した比率を利用した。

(2) 本研究のサンプルは、日本の上場企業のなかで連結財務諸表上の会計数値が得られる企業のうち、次の要件をすべて満たす企業である。

銀行・証券・保健・その他金融業ではない、
分析対象期間において決算期の変更を行っていない、
分析に必要な変数が入手可能である、

また、分析期間は2010年から2014年である。なお、分析開始期間を2010年に設定した理由は、独立役員制度の導入は2010年であり、それ以前の期間で独立役員である取締役を識別することは不可能なためである。

4. 研究成果

(1) 本研究が設定した仮説の検証結果を要約すれば以下になる。第1に、独立役員である取締役の構成割合は、利益調整との間に統計的に有意な負の相関を有することがわかった。この結果は、取締役会の独立性が高い企業ほど、利益調整を抑制していることを示唆する。また、外国法人持株比率についても、利益調整との間に統計的に有意な負の相関関係が存在することもわかった。この結果は、外国人投資家の所有割合が高い企業ほど、利益調整を抑制していることを示唆する。

最後に、パス解析(path analysis)の結果、外国法人持株比率は、利益調整に対し負の影響を直接もたらすだけでなく、独立役員である取締役の構成割合を介して、間接的に負の影響を与えていることが分かった。これらの調査結果は、本研究で設定した仮説を支持するものである。独立役員である取締役は、外国人投資家の需要を意識し、厳格なモニタリングを実施した結果、利益調整の抑制に結び付いたと解釈できる。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計5件)

岩崎拓也, 「経営者の在任期間と業績予想の正確度」に対する討論, 日本経営財務学会ファイナンスキャンプ, 2019.

Takuya Iwasaki, Discussion of “Dual-Class Structure and Corporate Innovation: International Evidence”, Hawaii Accounting Research Conference, 2019.

岩崎拓也, 「外国人投資家とディスクロージャー研究」, 日本ディスクロージャー研究学会, 2019.

Takuya Iwasaki, Discussion of “Pessimistic Earnings Guidance before Annual Incentive Plan Approval”, The 8th International Conference of the Japanese Accounting Review, 2018.

Takuya Iwasaki, Discussion of “The Real Effects of Accounting Earnings Attributes: Evidence from Japan”, 日本経営財務研究学会第41回全国大会, 2017.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

Anwer S. Ahmed, and Takuya Iwasaki, Foreign Ownership, Monitoring of Managers, and Firm Value: Evidence from Japanese Firms, Working Paper, 2019.

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号(8桁):

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。